

北朝鮮の山奥にある「強制収容所」をなくすため、多くの人びとに呼びかけています。

nf-staff@netlive.ne.jp

NO FENCE

<http://nofence.netlive.ne.jp>

VOL. 25

2013年9月

〒102-0093 千代田区平河町 1-5-7-203 TEL&FAX 03-3262-7473 【郵便振替口座】NO FENCE / 00180-1-707147



INDEX

☞ 学習会のお知らせ	… 1
NO FENCE 最近の活動	… 2
北朝鮮人権 COI 公聴会に参加して ・小川晴久	… 2
“Your Contribution Has Been Delivered Successfully!!” ・李恩元	… 5
「北朝鮮の強制収容所」(北朝鮮の第2回 UPRに向けて提出したノーフェンスの報告書)	… 6
初の九州行脚 ・宋允復	… 11
九州北朝鮮人権集会(世話人玉川裕二さんの報告より)	… 12
「東京オリンピックをこの目で観たい」と語った脱北者	… 13
COI 公聴会 ・宋允復	… 14
SIT BY を克服しよう! ~英語に積極的になろう~ ・小川晴久	… 15

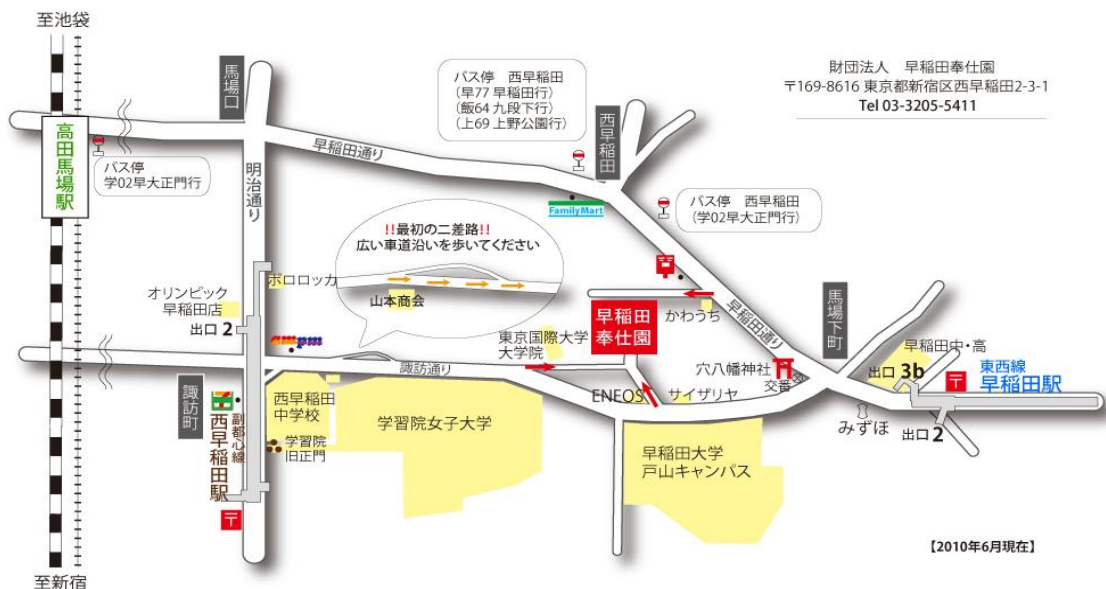
☞ 学習会のお知らせ

日時 2013年10月19日(土) 午後1時-5時

場所 早稲田奉仕園 B1 You-I (ユーアイ) ホール(☎03-3205-5411、新宿区早稲田 2-3-1)

* 東京メトロ東西線 早稲田駅より(徒歩約5分)

* JR 山手線・西武新宿線 高田馬場駅より(バスで約10分)



内容 ・COI 公聴会報告

・Deep in North Korea

——強制収容所、日本人妻の望郷の歌の披露など——

講演者 / 李 相峰さん(聴き手 宋允復)

🦋 最近の活動

- 🦋 8/4(日) ノーフエンスと北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会九州支部、博多ブルーリボンの会の共同主催で九州北朝鮮人権集会が開催されました。
(関連記事 11、12 頁)
- 🦋 8/30(金) 朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)の人権に関する国連調査委員会(COI)の公聴会で小川副代表と宋事務局長が証言しました。
(関連記事 2、14 頁)
- 🦋 9/11(水) 国連人権理事会の第2回北朝鮮の人権状況に関する普遍的定期審査(Universal Periodic Review)に向けてノーフエンスが北朝鮮の強制収容所に関する報告書を提出しました。
(関連記事 5、6 頁)

北朝鮮人権 COI 公聴会に参加して

副代表 小川晴久 🦋

北朝鮮人権状況調査委員会の設置が去る3月21日に決まり、5月8日には3人の委員も任命されて、調査が開始された。7月下旬には日本での事前調査が行われ、先日の8月29日<木>、30日<金>両日東京青山にある国連大学のエリザベス・ローズ会議場(5F)で午前10時から午後4時半ごろまで、行われた。私は幸い全日程参加できたので、報告を兼ね、感じたことを述べようと思う。

第一日 29日 <木>

午前 「拉致と帰国事業」と題してジャーナリスト石高健次氏が45分解説をした。北の工作員は約50年前に日本から北朝鮮に渡った帰国者たちの手紙を持って、日本にいるその家族に会い、脅迫して日本人拉致に協力させた。協力しなければ、北に帰った肉親が迫害を受ける。辛ガンスを例に挙げて説明。拉致と帰国事業とは別のものと考えていたが、石高さんの説明で密接な関係があることに目を開かされた。このあと横田早紀江さん、横田滋さんご夫



↑ 国際連合大学エリザベス・ローズ国際会議場で開かれた公聴会で発言する小川晴久副代表(左)と宋允復事務局長(右)

妻と有本恵子さんのお母さん有本加代子(87歳)さん、田口八重子さんの兄飯塚繁雄さんが証言された。

午後 特定失踪者調査会の村尾建児が、特定失踪者問題について40分位解説。拉致濃厚とみられる人が77名いること、全体として470名を看護婦、アベック、印刷工などをキーワードにして分類していると説明。調査委員会は280名の顔写真の載っている調査会作成のポスターを証拠(T3)として採用する。そのあと特定失踪者藤田進氏の兄藤田隆司氏と古川了子さんのお姉さんの竹下珠路さんが証言された。

3時ごろから食糧問題(飢餓問題)で石丸次郎氏が約40分解説。北朝鮮では食糧が不足しているから餓死するのではない、食糧にアクセスできるか否かで生死がきまる。お金がなければアクセスできず、死ぬしかない(配給制度が機能していないため)。末端の軍人たちの中で栄養失調者が出ているのはこれで説明できると。また北の人々の意識も大きく変わっている。改革開放が皆必要だと感じていると。3時50分から元大学生の若い脱北女性Lさんが証言に立ち、マスゲーム的な集団舞踊行進に参加させられた経験を証言。たった金正日の前を10分間集団舞踊行進するために、10か月も練習させられた---これにはカービー調査委員長も驚いていた。北の若者はなぜ蜂起しないのかと委員長から聞かれた彼女は、連座制があるため、行動することができないとはっきり答えていた。

→マルズキ・ダルスマン委員(北朝鮮の人権状況に関する特別報告者、左)とマイケル・カービー委員長(中)、ソニア・ピセルコ委員(右)



第二日 30日 <金>

午前 二日目は約50年前に北に帰国した9万3千人の帰国者の受難と強制収容所問題が取り上げられた。最初に北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会の山田文明代表が40分余帰国事業について解説。帰国事業は北による大きな誘拐であったと述べ、それを立証された。そのあと日本人妻の斎藤博子さんと3歳の時家族とともに帰国した千葉優美子(高政美)さんが涙を流しながら証言された。

午後 帰国者で強制収容所に囚われた、アムネスティーが取り上げたケースを中心に、難民救援基金の加藤藤さんが解説をし、そのあと芝田孝三さんのお兄さんの芝田弘之さん

(89歳)ご夫妻が証言をされた。北当局が発表した列車による事故死を認めるかというカービー委員長の質問に対して、3人の子供の名も死亡通知書に書いてあったが、当時子供たちは30代になっており、結婚して家族もいるだろうに家族は誰も列車に乗っていなかったなど極めて不自然であって信用できないというお答えは、実に見事であった。最後に NO FENCE の登場である。約1時間半時間を割いてくれたのを、私小川が15分、事務局長の宋允復氏が30分、帰国者脱北者李相峰さん45分の割合で証言した。私は NO FENCE ができた経緯と強制収容所問題をいつも先頭に立てる必要性、北朝鮮の強制収容所を廃絶または少しでも改善させるのに(例えば連座制の廃止)中国政府に助言させるべきだという提言をした。宋事務局長はパワーポイントを使いながら、強制収容所の位置を地図で示し、有事の際に十号対象者など収容者を一気に殺す準備が進んでいることなどを証言した。李相峰さんは金日成の別荘を建てるために景勝の地にあった第11号管理所(強制収容所)の解体作業に従事した貴重な体験を披露した。この内容は NO FENCE の会報第12号に載っている。



↑ 宋事務局長が証言している

以上が二日間の中身で概要である。以下は私の感想とコメントである。

一、カービー委員長の実践的姿勢に驚き、共感 初日の第一バッター石高さんの長い報告を受けた後、拉致問題で2002年以降進展はない、どのような新しいやり方をしたらよいと思うか、提案はありますかと質問した。石高氏はびっくりし、若干答えに窮した。調査委員会 COI の任務はひたすら調査するだけだと言われていたので、私自身びっくりし、このような公聴会で事態をどう解決するか、運動に関する提言をしてもいいのだと分かり、二日目の最後の部で私に短くても発言の機会があれば、それを実行しようと心に決めた。

二、北朝鮮人権調査委員会 COI や公聴会への情報が少なく NO FENCE として準備が不十分だった。日本での公聴会だから拉致問題や帰国者の人権問題が中心になるのはわかるが、強制収容所問題をもっと大きく取り上げてしかるべきだと思った。しかし二日目の午後は強制収容所問題である。時間は 4 分の一割いてくれているのだから、事前にプログラムの構成をつかんで、有効に時間を活用すべきだと思った。NO FENCE が登場する前は、実に時間がたつぷりと割かれていた。それぞれの解説に 45 分は割かれていた。調査委員会としては強制収容所問題は体験者が沢山いる韓国で済ませているという頭があったかもしれないが、委員長にあのような実践的姿勢があるのだから国を超えて、北朝鮮の人権問題の中での強制収容所問題の比重の大きさに鑑み、日本の公聴会でもそれを強調したかった。委員会としては公聴会は世論を喚起することをも目的としていると国連広報(8月23日付け)にしたためられていた。事実を語るだけが世論喚起ではない。委員長もそれを期待していたのに、十分それを活かさなかったのが惜まれる。NO FENCE の独自の活動としてシンポジウムなど開き、実践するしかない。11月3日までに提出できる今回の COI への NGO 文書にて提言することもできる。

三、政府関係者・マスコミ記者とのコンタクトを大事に NO FENCE の証言が終わって、公聴会が終了した後、内閣官房拉致対策本部の内閣審議官の方と政策企画室の方から挨拶を受け、名刺交換した。NO FENCE の主張を政府にもっと伝えていかねばと考えるので、今後接触を図りたい。また朝日新聞社の記者さん二人から挨拶を受けた。若い世代の記者さんであるので、大いに勉強してもらうため、資料など提供したい。

Your Contribution Has Been Delivered Successfully!!

 世話人 李恩元

今年 1 月に「UPR※に文書を出してみてもどうですか」と提案してから、(正直)諦めかけていた時期もありましたが、9月11日午後8時30分(36秒)、ついに NO FENCE の UPR 文書(北朝鮮の強制収容所に関する報告書)を提出しました！(◎上記のタイトルは報告書提出後、表示されたメッセージ)

この報告書には、砂川代表をはじめ、小川副代表と宋事務局長、世話人、これまでの NO FENCE の活動を記録して会報に残してくださった皆さんの労と、強制収容所廃絶への熱意が結集されています。これを機に、国際社会のみならず北朝鮮の人びとに NO FENCE の声が届くことを切に願います。ここに、英語で作成され提出された報告書(砂川代表訳)の代わりに、日本語版の報告書(全文)を掲載致します。

※UPR(Universal Periodic Review)

国連人権理事会の創設(2006年)に伴い設けられた、国連加盟国(193ヶ国)全ての国の人権状況を普遍的かつ定期的に審査する制度である。この審査において基礎となる文書は、(a)被審査国の報告書(National report)、(b)人権高等弁務官事務所で要約した国連関連文書(Compilation of UN information)、(c)NGO など UPR 関係者による文書(Summary of stakeholders' information)である。

今回、NO FENCE が提出する報告書は、「(c)Summary of stakeholders' information」に基づくものであり、後に国連人権高等弁務官事務所において要約されるであろう。

6頁へ続く ➡



NO FENCE 北朝鮮の強制収容所をなくすアクションの会

Association for the Abolition of Concentration Camps in North Korea

<http://nofence.netlive.ne.jp/>

Democratic People's Republic of Korea

Submission to the UN Universal Periodic Review 19th Session of the UPR
Working Group of the Human Rights Council

April-May 2014

Concentration Camps in the DPRK

I. はじめに

1. ノーフエンス(北朝鮮強制収容所をなくすアクションの会)は、2008年4月13日に東京で発足した日本の NGO である。北朝鮮(DPRK)に存在する強制収容所の日も早い廃絶に向けて、北朝鮮の強制収容所を世界に知らせ、収容所に拘束されている囚人たちを救うための活動を展開している。
2. 有刺鉄線で隔絶された北朝鮮の強制収容所には、約 20 万人ともいわれる多くの人々が、人間としての扱いを受けることなく恣意的に拘留されている。21 世紀に残こされた「この世の地獄」と言えるこの強制収容所の実態が、奇跡的に強制収容所を脱出し、北朝鮮から逃れてきた人たちの証言により次第に明らかになってきている。
3. 北朝鮮の強制収容所については、多くの体験者の手記とそれを裏付ける衛星写真¹がその存在を立証している。しかし北朝鮮政府は、強制収容所の存在を否認し続けている。それに加えて北朝鮮政府は、2009年12月に行われた第1回目の同国の人権状況に関する普遍的・定期的審査(UPR)において、各国から提出された勧告(167項目)のうち、強制収容所に収監されている「政治犯の即時釈放」、「超法規的な公開処刑への懸念」、「連座制による処罰の廃止」、「強制労働慣行の即時撤廃」などを含む 50 項目の勧告を受け入れなかった。

II. 前回審査(2009年12月)以降の変化について

4. 北朝鮮政府は、2010年に、国内において「女性権利保障法」及び「児童権利保障法」を制定²し、2013年7月3日には、障がい者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)に署名した。
5. しかしながら、北朝鮮の刑法(2009年改正)において定められている数多くの犯罪は、依然として、本質的に「政治犯罪」——そのうち、第59条「国家転覆陰謀罪」、第60条「テロ罪」、第62条「祖国反逆

¹ Amnesty International, "North Korea: New satellite images show blurring of political prison camp and villages in North Korea" (ASA 24/004/2013), 7 March 2013.

(<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA24/004/2013/en/f9ab5c28-b32e-4dd4-81f7-a25370cb95d6/asa240042013en.pdf>). See also *Hidden Gulag* by David Hawk in 2003 (『北朝鮮 隠された強制収容所』) and *Hidden Gulag Second Edition* in 2012.

² 「女性権利保障法」及び「児童権利保障法」については、<http://www.unikorea.go.kr/CmsWeb/viewPage.req?idx=PG0000000111> で閲覧可能であるが、韓国語のみ。

罪」、第64条「破壊暗害(陰謀)罪」、第67条「民族反逆罪」の最高刑は死刑である——である。

6. 上記の「政治犯罪」に関する法規定は、恣意的な解釈と判決の恐れが十分にある。よって、政治犯の存在³については言うまでもなく、北朝鮮の反体制派や一般市民の言論及び表現の自由を含む市民的及び政治的権利や経済的、社会的及び文化的権利もが著しく侵害されていることをも明らかにしている。

III. 北朝鮮における人権の促進と保護

a. 国際人権の履行

7. 北朝鮮は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下、A 規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下、B 規約)、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約の締約国である。したがって北朝鮮は、それらの条約を履行する義務を負っているにもかかわらず、それらの条約の履行状況を定期的に報告する義務を怠っている⁴。その上、これまで提出された履行状況に関する定期報告書は、体制宣伝色が強く、北朝鮮当局に不利な「実状」を意図的に捨象している。

8. 1997年8月21日、国連人権委員会傘下の差別防止及び少数者保護に関する小委員会において北朝鮮の人権決議⁵が初めて採択された。その後北朝鮮は、その決議に反対しかつ拒絶すると、一方的な声明⁶に出し、B規約の脱退を通告した。こうしたB規約からの脱退は認められなかった⁷ため、1999年12月、北朝鮮政府はB規約に関する第2回履行報告書を提出した。しかし、その報告書は1984年から(脱退通告を行った)1997年までのことを取り上げたものであると記されている⁸。また、2009年8月に提出されたUPRの国家報告書においてもB規約の加入事実を記していない⁹。

b. 人権メカニズムとの協力

9. 北朝鮮政府は、2007年6月から毎年、国連人権理事会議長宛に「特別報告者」の承認と協力への拒否及び北朝鮮の人権状況に関する「決議」を否認する旨の書簡¹⁰を送り、その不当性を主張しているが、強制収容所の存在を含む北朝鮮の人権状況に関する憂慮又は疑念を晴らすために必要な努力と国際社会との協力を何もしていない。

10. ノーフエンスのみならず、数多くの国際人権 NGO 並びに国連、諸国家は、北朝鮮における強制収容所について深い懸念を示してきた。北朝鮮の国家保衛部の第7局、別名「農場指導局」¹¹によって、

³ かつて北朝鮮当局は、「反国家」活動により「約240名の人びと」が囚われていることを北朝鮮を訪問したアムネスティ・インターナショナル派遣団に語るなど、政治犯の存在を認めたこともある。Amnesty International, "Human Rights Violations behind Closed Doors" (ASA/24/12/95), 1 December 1995.

⁴ B規約に関する第3回履行報告書の期日は2004年1月1日、女性差別撤廃条約(第2回)は2006年3月27日、A規約(第3回)は2008年6月30日であった。

⁵ E/CN.4/SUB.2/RES/1997/3

⁶ E/CN.4/Sub.2/1997/43

⁷ B規約には脱退に関する規定が含まれておらず、B規約の全締約国がそのような脱退に関して賛成しない限り規約からの脱退は不可能であるとの事務総長の見解により、脱退は認められなかった。脱退に関する上記の通知及び備忘録は、次の文書番号ですべての締約国に適切に回覧された。C.N.467.1997.TREATIES-10(1997年11月12日)

⁸ CCPR/C/PRK/2000/2, para. 2.

⁹ A/HRC/WG.6/6/PRK/1, para. 27.

¹⁰ Letters dated 8 June 2007 (A/HRC/5/G/5), 30 January 2008 (A/HRC/7/G/3), 29 January 2009 (A/HRC/10/G/6), 21 January 2010 (A/HRC/13/G/7), 19 January 2011 (A/HRC/16/G/2), 1 February 2012 (A/HRC/19/G/1) and 28 January 2013 (A/HRC/22/G/4).

¹¹ これまで、保衛部の第7局の別名(偽装名)は「農場指導局」と知られていたが、2012年10月にNO FENCEが(北朝鮮の中央機関の幹部であった)金成哲氏(仮名)から得た情報によれば、秘密保持のために名称変更の必要が生じ、2000年頃から

番号を付した管理所が統括されている。この管理所が強制収容所であることが、北朝鮮出身の亡命者の証言から明らかになっている。さらに、これらの管理所については、衛星写真でその正確な位置まで把握されている。それにもかかわらず、北朝鮮政府は強制収容所の存在を認めていない。また2012年3月10日、超法規的、略式又は恣意的処刑に関する特別報告者は「政治犯収容所」に関してコミュニケーションを図ったが、北朝鮮政府はそれに応答していない¹²。

IV. 北朝鮮の強制収容所と人権状況

11. 関係者の証言と(航空)衛星写真により克明に証明されている、北朝鮮における強制収容所は、一般的に次の6か所である¹³。

- : 价川^{ケチオン}14号管理所(39° 34'15.96"N, 126° 3'20.44"E)
- 耀徳^{ヨドック}15号管理所(39° 40'31.54"N, 126° 51'0.11"E)
- 化成^{ファソン}16号管理所(41° 18'49.48"N, 129° 20'30.05"E)
- 北倉^{ブクチャン}18号管理所(39° 33'47.57"N, 126° 4'35.34"E)
- 会寧^{ヘリョン}22号管理所(42° 32'17.64"N, 129° 56'5.52"E)
- 清津^{チョンジン}25号管理所(41° 49'57.15"N, 129° 43'47.20"E)

注1: 上記の位置情報はノーフェンス調べによる。

注2: ノーフェンスの調べによれば、22号管理所については、2012年の3月から6月にかけて、22号管理所の収容者が16号管理所に移された。その後、22号管理所は事実上閉鎖された。18号管理所の収容者の一部は、2007年11月頃、14号管理所に隣接した区域に新たに造成された収容所に移送された。その後、18号管理所は一般の炭鉱区域に転換された¹⁴。

a. 恣意的拘禁と移動及び居住の自由に対する制限

12. 北朝鮮では、国家保衛部に警戒、監視された一家、一族が突然行方不明になることがある。2010年5月、東京で開かれた集会で証言したカン・チョルファンによれば、彼と家族は、1977年に耀徳15号管理所に収監された。そこには、カンの家族やカンのように、かつて日本に在留していた「在日朝鮮人」やその親族だけを5000人ほど収監する集落がつくられていた。彼ら(在日朝鮮人たちは)、日本での暮らしを語り、北朝鮮の収容者に「悪影響」を与えるため、1975年頃に収容所内の同じ集落に集められたとのことだった。

13. 2010年12月、ノーフェンス主催の集会で証言した北朝鮮出身の亡命者、金・ヘスクは、13歳で北倉18号管理所に収監された。その理由は、会ったこともない父方の祖父が朝鮮戦争時(1950~53年)に行方不明になり韓国への逃亡を疑われた、その連座処罰としてであった。

14. 2011年4月、東京の証言講演会で、1990年3月に鏡城の冠帽峰の下にある管理所(約38,000人が収容されていた11号管理所)の解体作業に加わっていた李・サンボンが「囚人」の住居環境について証言した。同氏によれば、囚人の家というのは、「地面に墓穴のような長さ2.5m、幅1.5m、深さ80cmほどの穴の掘られた長方形の狭いところで、人間一人が入って横になって暮らす」環境であったという。

b. 食糧への権利

「牧場指導局」となったという。

¹² A/HRC/23/47/Add.5, para. 32.

¹³ Amnesty International, "North Korea: Political Prison Camps" (ASA 24/001/2011), 3 May 2011.

(<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA24/001/2011/en/2671e54f-1cd1-46c1-96f1-6a463efa6f65/asa240012011en.pdf>). See also A/66/322, para. 60.

¹⁴ 但し、一部報道によれば、会寧22号管理所は閉鎖され、北倉18号管理所は解体されたという。David Hawk, *North Korea's Hidden Gulag: Interpreting Reports of Changes in the Prison Camps*(HRNK, 27 August 2013).

15. 2010年12月、ノーフェンス主催の証言集会で、26年間北倉18号管理所に収監されていた金・ヘスクは、1994年4月から配給が少なくなり食糧事情が著しく悪化したと証言し、当時の管理所内について次のように語った。

“食べ物が無くて炭鉱労働に行く元気も無いのですが、それでも家でうずくまっていますと捕まると処罰されますので、痛い目に合うまいと、這ってでも行く、杖をつきながら炭鉱に通う途中で倒れて死んでしまう。はじめは行き倒れの死体を見て恐ろしかったのですが、死体があふれたものですから、怖くもなくなり、平気でまたいで歩くようになりました。”

16. 上記の金・ヘスクの証言によると、2005年頃は、管理所内でも餓死者が多数発生した。管理所内では、16歳の息子を殺して豚肉と称して売買した罪で捕まった女性や、9歳の娘を殺して食べて捕まった女性が、「労働教養所」と称される管理所内の拘禁施設に送り込まれる事例もあったという。

17. ノーフェンスが2012年12月、東京に招いて聞き取りを行った安明哲は、1994年まで会寧22号管理所で警備隊員として勤務しており、この管理所の実情を知る立場にあった。安が勤務していた当時の22号管理所は約5万人を収容していた。しかし、安が2012年に北朝鮮当該地域の情報員から入手した情報によれば、2010年ごろから収容所外部への食糧の供出量が大幅に増えたため、餓死者が多数出て、2012年には約2万人にまで減り、2012年に収容所としては事実上閉鎖されたが、収容者は釈放されず、ヨドク15号、化城16号に分散収容され、その後周辺地域の協同農場や炭鉱地域から住民が移入させられた。22号の拘留場・拷問場などの重要施設が2012年に解体されたことはデジタルグローブ社の衛星写真によっても確認されている¹⁵。

c. 処罰及び虐待のあらゆる形態について

18. ノーフェンスが2008年東京で開催した集会で証言した任正秀は、父親と共に1歳から22年間北倉18号管理所に収監され、幼少時から強制労働に服した。1970年ごろまでは収容者を大釜の廃油で揚げるといふ方法による公開処刑が行われていた。しかし、執行人の一人が精神に異常を来し、収容者を集合させた上で自身の息子をその方法で殺して見せるという事件が起きたため、その後は銃殺が主となった。投石による処刑や車に結び道に引きずって殺すこともあった。任によれば、18号管理所の警備隊は毎年2月ごろ特殊な陣形を組んでの訓練を行っていたが、それは有事の際に収容者を全員殺すための訓練であった。

19. 2010年10月、東京で証言したキム・ヘスクは、管理所に送りこまれた元幹部からの話として、1997年に金正日が次のように話したと聞いている。

“管理所に送るような人間は、憎しくない人間である。石炭1トンと引き換えにすれば十分であるから、牛馬のごとく酷使せよ”

20. 1990年3月に11号管理所の解体を行った李・サンボンは、解体作業のときに、山の中腹に洞窟のようなものが設置されているのを目撃した。入り口の高さは2.5mは幅は3m、入り口の鉄扉の中に入ると、その2~3メートル奥に鉄格子があり、鉄格子の奥は幅9mに広がっており、奥行き150mほどであった。保衛部の人はその施設に関して、「知る必要はない」として何かを答えなかったが、他の作業班員の話では、有事の際に囚人を押し込めて爆破して殺すための施設とのことであった。

21. 1994年まで会寧22号管理所で警備隊員として勤務していた安明哲¹⁶は、「収容者は社会主義体制を瓦解させようと目論む祖国の敵であり、人間として扱うな、無慈悲に扱え」と教育を受け、安自身収容者に恣意的暴行を加えていたと告白した。安は現在韓国において収容所体験者を網羅する団体「収容

¹⁵ Available at [http://www.hrnk.org/uploads/pdfs/HRNK%20CAMP%2022%20REPORT%20FINAL%20\(1\).pdf](http://www.hrnk.org/uploads/pdfs/HRNK%20CAMP%2022%20REPORT%20FINAL%20(1).pdf)

¹⁶ See paragraph 17.

所解体運動本部」において収容所に関する情報の収集を行っている。

22. ノーフエンスが2013年2月、東京に招いて聞き取りを行った李英秀は、1990年から1994年まで15号管理所の大肅里で鴨・アヒルのふ化・飼育に従事した。刑期満了により釈放後、先に出所した有力者の尽力で工作機関の資材調達部門で働くようになった。94年から2005年までの間、年に2回から3回、平壤と15号管理所を行き来して、収容所内の収監者の手紙を平壤の関係者に届けていた。2000年代初頭のある年、米韓合同軍事演習で朝鮮半島情勢が緊張していた時、ヨドクを訪ねた李に対して応対に出た収容所の看守は「金正日の直接指示で、このヨドク収容所の収監者の中で有事の際の即時銃殺対象を選別する作業で忙殺されている」と告げた。

23. ノーフエンスが収集した、咸鏡北道保衛部の元要員で近年韓国入りした者の証言によれば、2010年ごろのことだが、道保衛部の事務所に25号管理所の管理要項があり、その中に「非常時の人員管理対策について」という項目があった。内容として「2 区域に集結させ上部の指示を受ける」と書いてある。上司の部長に「この『上部の指示』とは何ですか？」と尋ねたところ、概略以下を教えられたという。

“その『指示』とはボタンを押すことだ。地下の坑道の一つである2区域は厚さ6ミリ超の鉄板で覆われていて、そのボタンを押すと高圧電流が流れる仕組みになっている。その中に押し込められた収容者たちは感電して死ぬ。”

25号管理所は市街地に近く、銃殺や爆殺をすればその音が響き、何をしているのか市民に察知されかねない。そこで音もなく静かに殺すために高圧電流で感電死させるということだった。

V. 勧告事項

- 国連加盟国を含む国際社会は、北朝鮮当局が強制収容所の証拠を隠滅するために、収容者を釈放せず殺害する可能性があることに留意し、強制収容所の廃絶と被収容者の人権を尊重し保護することについて、北朝鮮当局に対し積極的に働きかけなければならない。
- 北朝鮮政府は、
 - 強制収容所の存在を否定する虚偽の抗弁をやめ、
 - その他の全ての拘禁施設及び囚人に対する処遇について、国際法上の基準である「被拘禁者取扱いのための標準最低規則」に従い¹⁷、
 - 強制収容所の実態を詳細に調査し、かつ国際社会の査察を受け入れ、
 - 現在の収容者に対し、B規約において認められている生存権(inherent right to life)及び国際人権法に規定されている自由権(civil liberties)を保障し、
 - 政治犯罪又は連座制によって拘束されている収容者を直ちに釈放し、収容所を廃止すべきである。

¹⁷ これについては、北朝鮮の人権状況に関する国連特別報告者であるマルズキ・ダルスマンによっても指摘されている。A/66/322, para. 61.

会員のみなさまへ

私たち「NO FENCE」は、北朝鮮の強制収容所をなくすためのアクションを展開するにあたって、会員のみなさまからの声を常にお待ちしています。

- ・北朝鮮強制収容所体験者の本を読んで感じたこと
- ・「NO FENCE」活動についての提言、北朝鮮の強制収容所について日頃から思っていたこと

みなさまの心のこもった一言が北朝鮮の強制収容所をなくす原動力となります。

お問い合わせ(編集者) yi_ew@hotmail.com

初の九州行脚

事務局長 宋允復 

当会世話人の玉川裕二さんから8月4日に福岡で集会をやるのでNO FENCEからも人を送ってほしいとの要請があった。鹿児島にも足を延ばし同じく世話人の並河真知子さんの地元でも集いをしたいと。会内で相談し、宋が行くことになった。

前日の3日は午前から東京で世話人会があった。昼食を若き世話人細村さんのはからいでミシュラン星2つのうな重をごちそうになった後、羽田空港に向かった。私事ながら初めての九州行き。

2時間弱のフライトで福岡に。上空から眺めると海に近い。空港の案内に尋ねると、集会の会場から地下鉄で数駅の西新(にしじん)が海水浴場に近いという。ひとまず行くことにした。夕刻薄暗いなか、地下鉄の駅から20分ほど歩いて歩いて海岸についた。白い砂浜、どこか海外のリゾート地のような趣、若者たちはバーベキューを楽しみ、幼児も盛んに水遊びに興じている。ここでは原発事故の影響を心配していないようだ。

裸足を水につけてみたが温かい。「水着を持ってくるんだっ」と後悔したが、そのうちすっかり日が暮れて人も少なくなってきた。

「エイ」と人気のないところに移り裸で海に入った。水遊びをしていると、英語で話す若者の一団が私の脱いだ服のそばに座って話し込み始めた。しばらく



水に浸ったまま待っていたのだが、長話でなかなか去らない。やむなく陸に上がり服をとろうとして気付かれてしまった。「イエー!」「ヒュー!」とさんざんはやされたが、そのノリからしてアメリカ人だったようだ。近くに宿を取り一泊。

翌4日は朝から雨。会場の福岡市人権啓発センターに向かう。

開始前、セッティングをしながら玉川さんや松尾和幸さん(博多ブルーリボンの会)、長谷川由紀子さん(九州産業大学)らとご挨拶。松尾さんからは特に申東赫さん福岡招聘の際のNO FENCEの労に謝意を表された。

午後1時半から始まり、宋が先発で話し、質疑応答も終えて3時頃には会場を離れ、鹿児島に向かう。福岡のみなさんや山田文明さん、李ハナさん、NO FENCE会員の植木幸子さんご夫妻にもごあいさつし、日頃のご支援に感謝申し上げたいところだったが、叶わずいささか心残りであった。(宋の講演内容は下記の玉川さんの報告参照)

新幹線で1時間20分ほどで鹿児島中央駅に到着、迎えに来ていただいた並河さんの車

で、会場の鴨池公民館に到着。午後6時過ぎから11時までの間、延べ19人の方々とお話しした。玉ぐし料裁判で最高裁まで戦ったという方や長年カトリックの牧師をなさった地域の重鎮、歯科医師としてのキャリアを捨てて自然食品の会社で勤務している若い女性、音楽・アート・農を総合的に追求している若い男性など多士済々。食、農、環境にも関心が高く、収容所はもとより原発事故の影響について関東での経験もお話しすることに。

翌 5日(月)は、夜8時から10時過ぎまで並河さん宅で4名、6日(火)は午前11時から1時間ほど地元の共産党員で選挙のたびに立候補なさっているという方と、夜8時からスペイン滞在歴が長く報道カメラマンの経験もある上釜さんとお話し。

この日はパンを焼くために並河さんは助手の釈迦堂さんと共に工房で大忙しでしたが、その合間に釈迦堂さんからご質問をいただきお話しできたのも楽しい思い出でした。



↑(写楽館、篠原裕一さん撮影) 8月4日 鴨池公民館

上 釜理恵子さん、塩倉良昭さん、釈迦堂美香さんのご3名が会員となってくださいました。並河さんがパン工房や農園の切り盛りでお忙しい合間にお一人おひとりに電話でお誘い、働きかけをしてくださった賜物です。集いではお一人500円の会費をいただいておりますが、宋がパンを分けていただくお代や数日のお宿・食事への薄謝をも固辞され、あわせて2万円をNO FENCEの鹿児島での活動の収益として宋に託されました。

ゼロからパン工房を立ち上げて生活を作り上げていった並河さんは、その経験から苦しむ人へのまなざしが開かれて北朝鮮の収容所問題にまでフィールドを広げられたようです。その生き方、暮らしぶりを知るがゆえに共感し支え合っている地域の力強い皆様に触れて、私自身感じ入るところ大でした。並河農園で過ごした数日は空気も食も贅沢でデトックス効果大でした。

また遠からずお会いできますように。

九州北朝鮮人権集会

世話人玉川裕二さんの報告(一部抜粋)より 

福岡市人権啓発センター

参加者は後援者を含め10名程度、講演者、守る会会員の他、大分救う会の柳井さん、読売新聞西部支社の後田さん、駐福岡大韓民国領事館のチェ領事が来て下さいました。

ノーフェンス、宋允復事務局長
全巨里教化所という本のイラストを投影しながら説明。

北の収容所はグーグルアースでも場所が載っている。北は収容所がばれていることを知り、収容者を殺して証拠隠滅作業を始めているのではないか。北側の中国国境に近い会寧の22号収容所を閉鎖し、生き残った収容者を内陸に移した。

特にプンゲリ核実験場やムスタンミサイル発射場近くの化成16号収容所では軍事施設建設の際、コンクリートと一緒に埋め込んで殺したり、地下坑道に爆破して閉じ込めて殺しているとの証言も入手している。

帰国事業によって北に渡った在日朝鮮人や日本人配偶者の内、約2割に当たる1万数千人が処刑されたり収容所送りになったりした。ヨドク15号収容所には80年代に5千人ほどの在日朝鮮人の村があったが、90年代半ばまでには数百人にまで減った。



(上)九州北朝鮮人権集会(8/4)と関連記事(右)

「東京オリンピックをこの目で観たい」と語った脱北者

「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」HP(9/8「NEWS」)より

オリンピックの開催が東京に決定しました。その是非についてはいろいろなご意見もあられましようが、1960年代初頭に北朝鮮に渡り、今は日本に暮らす脱北者の方から、テレビでもいいから、この東京のオリンピックは是非観たい、自分は年寄りだがその日までは生きていたいというお電話がありました。

帰国する時点で、もう1964年にオリンピックが東京で開催されることは決まっていました。その方はその年を北朝鮮で迎え、自分の苦しく自由もない生活の中で、もし日本にいたら、東京オリンピックをテレビで楽しく観ることができただろう、それに比べて北での暮らしはあんまりだと思わざるを得なかったとのこと。だからこそ、この東京オリンピックを是が非でも観たいと語っていました。

60年代以後、日本は高度経済成長を遂げ、さらに様々な時代をめぐっていきます。しかしその中で、本来私たちと共に暮らしていたかもしれない9万3千人の帰国者や日本人配偶者たちが、北朝鮮という収容所国家で捕らわれていたことを、そしてごく一部とはいえ、この日本に戻ってきた人たちがいること、また今もなおその地で飢餓と弾圧の中苦しんでいる人たちが大多数であることも私たちは忘れてはならないのではないのでしょうか(三浦)

COI 公聴会

事務局長 宋允復 

8月29日と30日の両日、東京青山の国連大学で開催されたCOI公聴会でNO FENCEは何を語ったのか。調査委員はすでに韓国で多数の収容所経験者の公開、非公開の聞き取りを行っている。宋は以下の観点をシェアしたいと考えた。

✓ 証拠隠滅のための殺害が進行中なのではないかという懸念

昨年来当会は会寧22号管理所の閉鎖と収容者の他の収容所への移送について機会あるたびに伝えてきた。

それは「2010年ごろから22号管理所からの食糧供出がさらに過酷になり、管理所内でも餓死者が大量に発生した」という収容所関係者の証言に着目したからである。

金正恩が平壤の10万世帯マンション群や遊戯施設の建設を大々的に進めていた時期であり、その無理のしわ寄せが行ったとも見えるが、中国との国境に近くすでに露見している22号は閉鎖せざるを得ない、それに先立って、意図的に餓死させて人員を減らした上で、内陸のまだ比較的秘蔵が保たれている収容所に移送したのではないかと考えられるのである。

シンドンヒョクの体験記が数多くの言語に翻訳され、国連の事実調査団が活動を開始したのに象徴されるように、北朝鮮の強制収容所の蛮行は国際社会で広く知られるようになった。一方で北朝鮮においては収容所の秘蔵保持は最優先課題であり、各収容所は有事の際、証拠隠滅のために全収容者を殺す手はずを整えている。国際社会の関心の高まり、追及が北朝鮮当局の証拠隠滅作業の引き金を引き得るのである。

決してそのような蛮行を犯さぬよう、国際社会は一致して北朝鮮に圧力を掛け警告を発しなければならない。

✓ まだ露見していない収容所が存在する

もう一点は、すでに露見している主要6収容所(14,15,16,18,22,25号)の他にも収容所が存在しているのではないかとということである。

当会が近年聞き取りをした限りにおいても、例えば元社会安全省の要員によれば、かつて咸鏡南道北青郡に所在した17号管理所はひとまず1995年ごろ閉鎖されたが、その後1998年に咸鏡南道の大興に再設された。大興は剣徳山と隣接している。(南に耀徳郡と接する平安南道大興郡とは別のようである)

同要員は1998年に北倉郡の18号管



ソウル公聴会で、
カービー委員長と *Escape from Camp 14*

© OHCHR

理所の収容者約 15000 人を大興の 17 号に移送する業務に関わった。

その移送は鉄道で行われたが、75トンクラスの有蓋コンテナ一台に 800 人から 1000 人をすし詰めにし(当然座れず立ったままとなる)、一回に 8 両から 9 両をおよそ 10 数時間かけて運んだ。これを 2 回行ったという。

さらに、14 号管理所に隣接した区域に 2006 年から 2007 年に掛けて新たに収容所が造成され、2007 年 11 月ごろに 18 号の収容者の一部がその新たな収容所に移送された。人数は不明。その後 18 号管理所は一般の炭鉱区域に転換されたという。(石炭工業省管轄下の北倉地区炭鉱連合企業所鳳昌炭鉱) この措置に伴って事実上釈放された収容者が幾人になるのかについて当会はまだ把握できていない。

18 号管理所に 23 年間収監された金ヘスクによれば、2000 年ごろ、18 号管理所の大同江の川原で社会安全省管轄の 19 号(咸鏡南道端川所在)、21 号、23 号、24 号管理所の安全部長らが銃殺された。また国家安全保衛部管轄の 12 号管理所(北倉火力発電所近傍)が存在しているという。

金日成の母方の一族であり、1990 年から 1991 年に掛けて 18 号管理所に収監された経験のある康明道が 17 号、19 号、23 号管理所が存在すると証言している点にも留意したい。



←(左)鴨池公民館(8/4)



↑ COI 記者会見(上)

SIT BY を克服しよう！～英語に積極的になろう～

副代表 小川晴久 

海外での国際会議での発表や発言であれば、英語を使わねばならないでしょう。しかしここ 3～4 年その機会はなかったのので、私は英語から遠ざかっていました。しかし今回の北朝鮮人権 COI 公聴会が終わった直後、日本の公聴会の直前にアメリカで David Hawk さんが北朝鮮の強制収容所に関する新しい報告書を出していることを知りました。北朝鮮人権アメリカ委員会(HRNC)のホームページを開いて知ったのです。その時はその報告書にたどり着けませんでした。代わりにそこで紹介されていたワシントン・ポストの 9 月 3 日付けの社説に目が留まりました。「北朝鮮で数万人の囚人が消えた」という見出しでした。見出しに魅かれたのではなく、何気なく読み始めました。8 段落からなる社説ですが、各段落はそれぞれ内容があり、とてもいい社説であることがわかりましたので、結局全文筆写しました。プリンターが近くになく、印刷できませんでしたので。

ここでは第 2 段落と最後の段落から感心したところを取り上げます。

As the world sits by, North Korea has imprisoned as many as 200,000 people in these camps.

⇒ Sit by の意味が解りませんでしたので、辞書を引きましたら、傍観する、無関心であるという意味でした。「世界が無関心な間に、北朝鮮はこれらの収容所に 20 万人もの人を収容してきた」

Sit by という言葉は北朝鮮の強制収容所問題にとってとても重要な英語であることが、頭に焼き付きました。(ここで注を付します。David Hawk さんの今回の報告書を読みますと、昨年 9 月 30 日韓国の政府系の統一研究院(KINU)は報告書をだし、強制収容所の全収容者の数を 8 万~12 万と推定していることをしりました。Hawk さんの今回の報告書は前向きにこの説を検討しています。理由を挙げて。次号の会報で紹介すべきでしょう。待てない人は直接英文報告書を繙いてください。)

North Korea's gulag is a place where people aren't people but rather objects for exploitation and elimination.

⇒「北朝鮮の強制収容所はそこでは人が人ではなく、搾取と除去の対象物である。」
簡潔で的確な表現です。暗唱していつでも使いたい表現(英文)です。

結びの段落を全文英文で示します。

Among the more chilling questions in the history of World War II is how the Allies could know about Auschwitz and other German death camps but take no definite action, such as bombing the rail lines, to stop them. It is encouraging that the United Nations has stirred itself to pay attention to North Korea's camps. Still, historian of the future may again wonder how the world could have known so much and done so little.

前半部は、連合軍がアウシュヴィッツやドイツの他の死の収容所の存在を知りながら、収容所への輸送を阻むために鉄道の線路を爆破しなかったのはなぜかという恐ろしい(chilling)質問が述べられています。アメリカでは高校生たちが問題にしていると聞いています。

私が問題にしたいのは後半部です。国連が北朝鮮の強制収容所問題に関心を示し始めていることはとても励みになると評価しつつ、「しかし、後世の歴史家はもう一度同じことを言うだろう、世界はたくさんの事を知りながら、わずかししか行動しなかったのはなぜかと。」

鋭い指摘です。しかし私は言いたい。日本ではまだ多くの方が北朝鮮の収容所の実態を知らない。Sit by の状態である。NHK は早く報道特集番組を作ってほしい。収容所の中の映像がほしいという贅沢なことを言わないで。少なくとも日本のマスコミはアメリカのワシントン・ポストのこの社説の認識にはるかに遅れている。

アメリカや世界の認識が高まっていることはうれしいことですが、日本のそれが遅れているのは、残念ですし、国際的には恥ずかしいことです。人権条項にあふれる憲法を持っている日本としては。このような優れた英文の社説を読み、その表現を学び、NO FENCE としても、ホームページで私たちの声を少なくとも英語でも発信していきましょう。新約聖書の英語も定評があります。それをも活用し、短いながら英語で北朝鮮の強制収容所の廃絶を訴えられるようになれば、COI の公聴会も盛り上がったでしょう。魁から始めようでしょう。